新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の方へ

消費貸借契約書に係る印紙税の 非課税措置について

特定事業者に対して行う一定の金銭の貸付けに係る消費貸借契約書のうち、令和7年3月31日までに作成されるものについて、印紙税が非課税となります。

特定事業者とは

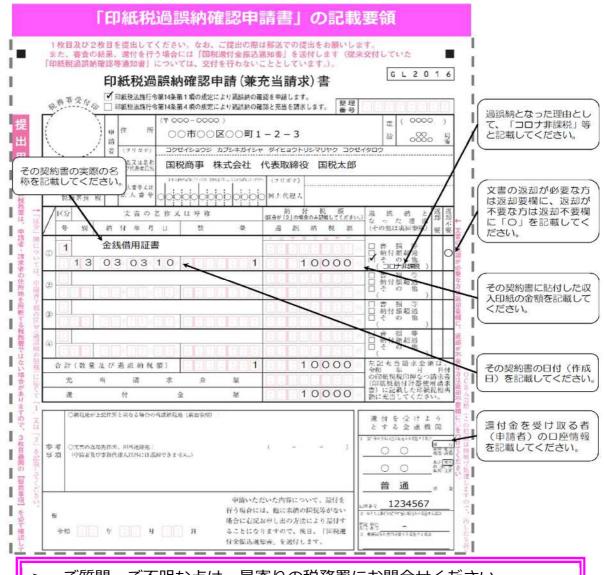
非課税措置の対象となる消費貸借契約書

- ▶ 特定事業者に対して、公的貸付機関等^{※1}又は金融機関^{※2}が他の 金銭の貸付けの条件に比べ特別に有利な条件で行う金銭の貸付け に際して作成される消費貸借契約書
 - ※1 公的貸付機関等とは、地方公共団体、政府系金融機関等をいいます。
 - ※2 金融機関とは、銀行、信用金庫、信用協同組合等の民間金融機関をいいます。



還付申請の手続

- ▶ 印紙税が非課税となる消費貸借契約書について、既に印紙税を納付している場合には、「印紙税過誤納確認申請書」を税務署に提出(※)し、税務署長の過誤納確認を受けることにより、その納付された印紙税額に相当する金額の還付を受けることができます。
 - ※ 提出の際は、できるだけ郵送での提出をお願いします。
 - ※ 過誤納となった契約書等(原本)を提示又は過誤納となった事実を金融機関等が証明した書類(原本)を提出する必要があります。
 - ※ 契約書等の原本が金融機関等に保管されている場合や、過誤納となった事実を金融機関等が証明した書類の発行については、借入先の金融機関等にお問合せください。
 - ※ 「印紙税過誤納確認申請書」の様式は、国税庁ホームページからダウンロードすることができます。



- ご質問・ご不明な点は、最寄りの税務署にお問合せください。
- ▶ 申請書の様式など、手続の詳細については、国税庁ホームページをご参照ください。

国税庁

検索

手続の詳細は右のQRコードにアクセス

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



